

平成28年3月10日（木）

**日程第4 議案第28号 橋本市職員の退職管理に関する条例について**

○議長（中本正人君）日程第4 議案第28号 橋本市職員の退職管理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 橋本市職員の退職管理に関する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第29号 橋本市駐車場基金条例について**

○議長（中本正人君）日程第5 議案第29号 橋本市駐車場基金条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第6 議案第30号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について**

○議長（中本正人君）日程第6 議案第30号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7 議案第31号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君) 日程第7 議案第31号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第32号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君) 日程第8 議案第32号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) 今回の条例改正は、早い話が値上げやと思うんですけども、この理由について、ご説明をお願いします。

○議長(中本正人君) 経済部長。

○経済部長(笠原英治君) 橋本市のエコパーク「紀望の里」は、平成23年に開館してから5年が経過しまして、浴場の利用者数は、当初予定しておった計画の3倍以上を上回るような、そういう状況であります。

そこで、今年度、浴場の拡張ということで露天風呂と洗い場、さらに更衣室の部分を、現在改修しております。だいたい、年度またがって4月いっぱいぐらいで完成する予定なんですけど、こういう温浴施設は、将来修繕費も非常にかかってきますし、非常にランニングコストもたくさんかかってきますので、もう現状で、既にかなり赤字の状況で運営しております。

この工事を機会にリニューアルして、料金を少し改正させていただいて、橋本市の財政にとって健全な施設運営が継続してできるよ

うに、そういう目的を持って、今回地元とも料金の内容についていろいろ調整しながら、最終的に提案させていただいた金額となりました。

以上でございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

日程第9 議案第33号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第9 議案第33号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）経済建設委員会に付託案件やと思いますので、あまりは聞くつもりはないんですけども、やどり温泉に関しては指定管理者制度をとっているんですけども、指定管理者制度をとるときに、料金体系だとかそういった中を決めてから指定管理の入札を行って、指定管理を受け持ってもらっていると思うんですけども、今回、この値上げという形なんですけども、一つ疑問に思うのは、結局、指定管理料を上げるか、いや、そうじゃなくて受益者からとるかどっちかでしかないような気がするということは、結局は行政からいうたら、指定管理料の値上げがちょっとやりにくいから、利用者からお金をとるというふうにしかならないんですけども、それはまた、けんけんがくがく経済建設委員会

のほうで質問していただいたら結構なので、それについてのお答えは別に構わないです。

ただ、一点ちょっとお聞きしたいのは、最初に入札を決めた中で、その料金でやっていて指定管理料が決まっていると思うんです。僕の中ではね。それやのに、なぜ今ここで値上げをするかという理由がよくわからないんです。最初の指定管理の入札の中で価格設定をして、入札をして指定管理者を決めたのか、まずこの一点、お聞きいたします。

○議長（中本正人君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）最初に、前指定管理者の折に、このやどり温泉設置管理条例の中で料金を定めておりましたので、それを条件に、新たな指定管理者についても決めております。

○議長（中本正人君）14番 岡君。

○14番（岡 弘悟君）今、答弁いただいたので、それであれば、本来ならば指定管理の期間が終わるまでは、値上げとかそういったものがあるのは不自然やと思うんです。その条件で入札してるんで。それやったら、最初からこの条件で入札したら、もっと安くやってくれるところもあるかもしれんし、という話になるんです。変な話ですけど、こんな工事の追加発注みたいな形になっちゃうじゃないですか。おかしい話やと僕は思うんです。

でも、いろんな条件が重なってこうなったんやという説明は、また経済のほうで詳しく聞いてもうたらしいんですけども、ただ、自分が疑問に思ってるのは、その一点なので、その辺を、また経済建設委員会のほうで詳しく議論していただいたら結構です。これはまた経済のほうで聞かせてもらいます。

ありがとうございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので

で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第10 議案第34号 橋本市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について**

○議長（中本正人君）日程第10 議案第34号 橋本市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第35号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（中本正人君）日程第11 議案第35号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第36号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正**

する条例の一部を改正する条例  
について

○議長（中本正人君）日程第12 議案第36号  
橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を  
改正する条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）説明のほうを見たら、  
福祉と教育の拠点で、団体等と勉強会や情報  
交換というふうに書かれておるんですけども、  
この団体等というのはどんな団体になる  
のか。例えば、家庭教育支援とか子育て支援  
の団体だけなのか、学校やPTAも入ってくる  
のかとか、あるいは、個人の方は、ここで  
相談窓口として受け入れてもらえるのかとい  
うことについて、お伺いいたします。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたしま  
す。

市長の提案説明にもございましたように、  
教育福祉連携担当職員を健康福祉部と教育委  
員会に置いて、福祉と教育の連携を強化する  
ということが一つございます。そんな中で、  
家庭教育支援であったり、子育て支援を行う  
団体等の育成なり、研修なり、相談なり、い  
ろんなところで、この部屋を使っていく拠点  
とさせていただきたいというふうに思ってい  
ます。

ただ、具体的にどんな団体を、とかとい  
うところまでは、まだ詳細、これから福祉部門  
とも協議をさせていただきたいなというふう  
に思っております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ここで上がってきたの  
は、4月からやるということだと思いますの  
で、結構きのうの一般質問もありましたし、

最近またいろんな学校で、学校の中でも問題  
が起こっている、保護者との問題もあるとい  
う中で、今まで橋本市は、ちょっとばらばら  
になっていたのがようやく一本化されて、や  
っと情報がうまいこと生きてくるのかなと思  
う、共有化されるかと思うんですけども、  
結構市民の方からしても、また団体からし  
ても、待たれていたところやと思うんです。  
ですから、一日も早く公表してやっていただ  
きたいんですけども、今から協議で4月スター  
トって、間に合うのかなというのが不安なん  
ですけど、そのあたりいかがですか。

○議長（中本正人君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）もちろん4月から  
ということになりますので、間に合わせてい  
きたいと思っております。きのうも、それぞ  
れ担当職員が協議しておるというふうに確認  
をさせていただいておりますので、引き続い  
て早急に、利用形態等も含めてしっかりと詰  
めていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、こ  
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第37号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第13 議案第37号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第38号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○議長(中本正人君) 日程第14 議案第38号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 森下君。

○10番(森下伸吾君) 機構改革による条例改正だと思いますが、少しこの書面だけではわかりづらいですので、もう少し詳しい内容か、あとまた、これも大事になってきますので、総務委員会などで報告はあるかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長(中本正人君) 企画部長。

○企画部長(北山茂樹君) まず、今回の機構改革の目的でございますけども、平木市長が就任してから2年が経過いたしました。これまでは前市長の引き継ぎ事項とか、それから、平木市長が掲げたマニフェストに従って、将来のまちづくりに向けた施策を展開してきたということでございますけども、新たな課題として財政の健全化、それから地方創生、これらが新たに出てまいりました。その財政健全化、地方創生をスピード感をもって取り組む必要性ということで、今回、機構改革をすることになりました。

中身を若干説明させていただきます。ちょっと、少し長くなるかわかりません。

まず、今回、企画部を廃止ということで、

政策事務と管理事務を分離するというところで企画経営室をまず廃止をいたしました。政策部門を担う政策企画室と、それから、市長の秘書業務を行う秘書広報課、それから、災害など本市が直面する危機に速やかに対応するというところで、従来の防災推進室を危機管理室と改めまして、市長直轄とさせていただきます。危機管理室には新たに危機管理監を置くということにします。

それから、そのことによりまして、従来の企画部は、職員課と企業誘致室の二つの課が残るということになりましたので、今回、職員課を総務部の所管、それから、企業誘致室を経済部の所管にいたしまして、企画部を廃止するというところにいたしました。

それから、経済部ですけれども、経済部は名称を経済推進部に名称変更させていただいて、総合戦略の推進と、それから、さらに地域活性化により一層取り組むために、商工観光課をシティーセールス推進課という名称に変えまして、さらに定住促進係を新設いたしました。それから、事業課でありました農林整備課、これについてはハード面の部分を統合するというところで、建設部のほうに所管替えを行っております。かわって先ほど言いましたように、企業誘致室を経済推進部に移管しまして、雇用の創出も含めて経済の活性化を図るということにしております。

主なものは、この内容でございます。

それから、総務委員会で今回の機構改革について、ご報告をさせていただきます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと

思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第39号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第15 議案第39号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 橋本市火災予防条例  
の一部を改正する条例について を採決いた  
します。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

日程第16 議案第40号 橋本市ひとり親家  
庭医療費の支給に関する条例  
の一部を改正する条例につい  
て

○議長（中本正人君）日程16 議案第40号 橋  
本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例  
の一部を改正する条例について を議題とい  
たします。

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。  
よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号 橋本市ひとり親家  
庭医療費の支給に関する条例の一部を改正す  
る条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

日程第17 議案第41号 橋本市乳幼児医療  
費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例について と、日程第18 議案第42号  
橋本市小中学生医療費の支給に関する条  
例の一部を改正する条例について の2  
件

○議長（中本正人君）日程第17 議案第41号  
橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の  
一部を改正する条例について と、日程第18  
議案第42号 橋本市小中学生医療費の支給  
に関する条例の一部を改正する条例につい  
て の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第41号と  
議案第42号については、委員会の付託を省略  
いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と、議案第42号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号と議案第42号の2件については原案のとおり可決されました。

---

**日程第19 議案第43号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君)日程第19 議案第43号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第20 議案第44号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について**

○議長(中本正人君)日程第20 議案第44号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第44号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第45号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第21 議案第45号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今回の財政再建の、一番金額の大きい削減に係る条例だと思っておりますけれども、具体的にどのぐらいの減額になるのかということと、部長職が結局かなりの減額というか、カットになると思っておりますけれども、最終的にどういうふうになっているのかということと、また、全職員の平均でいえば、年いくらぐらい減額になったのかということのご説明をお願いいたします。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）まず、今回の橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例につきましては、議員お尋ねのとおり、財政再建に伴う職員の給与の改正でございます。

それから、具体的に説明をさせていただきますと、まず給与減額ですけれども、5級の課長補佐及び副主幹については給料月額を3%、それから、6級課長職及び主幹については4%、7級部長級については月額5%を減ずるということにしております。

それから、管理職手当につきましては10%の減額、それから、地域手当につきましては、現在は5%支給と、人事院勧告によって5%支給になるんですけれども、28年4月1日からは0.7%の支給に抑えていくということにしております。それに伴って期末勤勉手当も影響しますので、それらも減額措置ということになります。

それから、部長級でございますと、年間の平均給与で約80万円ぐらいは減額になります。率にして9.42%です。それから、課長級で年間平均しまして67万円の減額になります。率にして8.55%の減額です。それから、5級の補佐級で年間約46万円が減額となります。率にして7.06%です。それから、4級係長級で年間22万2,000円の減額になります。率にして4.22%。それから、主査、3級職員ですけれども、年間17万7,000円減額になります。率にして4.19%。それから、2級職員につきましては年間約14万6,000円減額になります。率にして4.15%。1級の職員につきましては年間12万8,000円減額となります。率にして4.16%になります。平均でございますと、率的には6.59%になります。

以上です。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）最終的にかなり大きな減額になると思っておりますけれども、しかも、自分の間ということで期間が定められてないん

ですが、職員の皆さんの中で、これで当分頑張っていこうというふうな機運になっていきますでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）年末、11月に入りました、組合の団体交渉も回を重ねて行いました。最終的には、1月の中頃に今回の市の提案ということになったんですけども、それは、全員が全員、皆さんが納得しておるのではないと思います。しかしながら、財政再建に早期に取り組まなければならないという一つの目的については、職員全員、皆理解を得ていると思います。

当分の間ということで、一応市といたしましては5年間を見えています。何とかできるだけ、5年間のうちでもできるだけ再建を進めまして、少しでも目標より早くできるのであれば、職員の給与についても、やはり減額措置をしていくと、率を減らしていくということを進めるべきであろうとは考えてございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ちょっと、議論があったかどうかだけ教えていただきたいんですけども、職員の給料を削減されるという案の中で、例えば、消防とかって、やっぱり立ち位置が違うのかなと私は思ったりするんです。やっぱり現場に行っていたという、もちろん、市の職員というわけでは一緒なんですけれども、そのあたり、やはり消防のほうはこのままのほうがあええんじゃないかとかという議論があったかだけ教えてください。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）特に消防職員と議論をしたことはございません。しかしながら、財政再建につきましては、今、非常に厳しい段階にまで来ているという状況の中で、やは

り全員が取り組むというのが基本。それが早く財政再建につながるということになるので、職種に関係なく給与削減を実施している状況でございます。

○議長（中本正人君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）すいません。関連ばかりで申しわけないんですけども、本当に苦しい選択で、早期健全化団体になってはいかんということで、倒産かとの選択を突きつけられたら、この選択をするということで、パーセンテージとか途中までの議論は一般質問等でやらしていただいたんですけど、これをすることによって、当然やと思うんですけど、また時間外手当というのが膨れ上がってきたら意味ないと思うんですけど、だいたい、もし答えられれば結構なんですけど、年間どれぐらいの時間外を予測されておられますかということと、あと、14番議員からも一般質問あったと思うんですけども、号と級の話ですね。ここら辺の改革の検討とかはされたのかどうか、その2点、お伺いします。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）時間外につきましては、当初予算になってくると思うんです。28年度につきましては、その関係で、数字的には、ちょっと後ほどお答えさせていただきますけども、27年度よりは時間外は減少することになります。国体も終わりましたので減少できると思っております。

それから、級ですね。先ほど堀内議員の言われたのは、5級職員、6級職員、特に5級職員が非常に多いということだと思んですけども、その5級職員を、できるだけ減らすといったらなんですけど、バランスをよくしていくということの考え方では、やはり昇級試験の厳格化、それは6級も同じことですが、そういう厳格な基準にしていって、5級に上がっていく職員が抑制されていくとい

うことにもつながると思っておりますので、そういうことを検討しております。

○議長（中本正人君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）ありがとうございます。確認の意味で言うただけなんで、わかってくれていると思うんですけども、要望するべき場所じゃないかもしれないんで、希望としては、やっぱり7級の職員の値打ち、辛さ、重みですよ。ここをもっとウエートを本来は乗せてほしい。管理職になりたいと思う若手職員をつくる意味でも。

で、一般質問でもあったように、飲みコミュニケーションというたら言葉悪いんですけど、やっぱりコミュニケーションとっていくには、部長級なり、この議会に出ている方全員にもあたると思うんですけど、それなりの重い椅子であるとか、憧れの椅子であるような市役所であってほしいというお願いと、あと、時間外はあえて聞いたんですけども、そんなん単体というか、一人で1,000時間超えるようなことはあってはならないと思うんで、その見張りというか、フィルターをきっちりかけてくれという意味で言わしていただいただけで、わかっていただいていると思うので、よろしく願いいたします。

答弁は結構でございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きします。この引き下げは金額的にもものすごく大きい。財政再建の上で、そういう意味で出てるんですけども、私、率直に聞きたいんですけども、職員組合といろいろ繰り返し話しされていると思うんですけど、もうちょっと生の声というんですか、職員からどういう声が出されてきたんか、交渉の中での出た話を、ちょっと詳しく聞かせていただいただけませんか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）職員組合とも何回か交渉した中で、最終的には1月の中頃に現在の数字になったわけですけども、組合としては、当然こういう市の提案を受け入れるということには、妥結ということにはなりません。しかしながら、市として非常に厳しい財政状況であるということについては、ご理解をいただいたと考えております。

それから、交渉の中で組合の提案、逆提案的な話もあったんですけども、できるだけ若い職員にも少しは還元できるというんですか、そういうことに取り組んでほしいというようなお話がございました。

市といたしましても、当初、部長級については4%、課長級については3%、補佐級には2%という減額を提案させていただいたんですけども、若い職員にある程度還元というんですか、月額給料自体が低いものですから、ある程度還元していくという形の中で、今回、部長級については5%、それから、課長級については4%、補佐級については3%ということで1%上げて、その分を若い人に還元させていただいたと。もともと地域手当は全額支給しないということでも提案させていただいたので、それを職員全員に0.7%支給ということに変えさせていただきました。

結果的には、削減額については、組合とも話しした中では目標とする金額は変えられないと。その範囲の中で、そういう手法はできるのであれば実施をしていきたいということで、組合とも交渉した結果、今回の提案となったものでございます。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第45号に

については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番(阪本久代君)登壇〕

○8番(阪本久代君)議案第45号について、反対の立場で討論を行います。

財政再建ということで、苦渋の選択、また、組合ともいろいろ話し合った中で、ここに落ち着いたということではあるんですけども、平均でいって6.59%、金額でいうとちょっとわからないけれども、月でいえば2万円から4万円の減収になると思うんです。それだけ、言ってみれば財布のひもが締まるといいますか、消費、経済活動も滞るといふことにもつながっていきまますし、過去のことを前にもらった資料で見ても、平均5%の賃金カットというのが平成25年に1年あったんですけども、その後は26、27年と賃金カットは行われていません。そういう中で、当面5年をめどにということでの大幅な減額ということでは、多方面にいろいろ悪影響も及ぼすと考えられますので、反対をいたします。

以上です。

○議長(中本正人君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

2番 石橋君。

〔2番(石橋英和君)登壇〕

○2番(石橋英和君)賛成の立場で討論をさせていただきます。

職員の皆さんは職員ではありますが、ご家庭の奥さま、一市民であろうと思えます。そ

の家計を預かっている奥さま方、家族の皆さまにとっては、やっぱりこれだけの減額というのは本当に耐えがたいものであらうとは思っています。

が、しかし、やはり今橋本市が一番しなければならないのは、早い時期の財政健全化であらうかと思えます。これを乗り切りさえすれば、また、いろんな市民サービスも、行政サービスも復活し、もちろん職員の給料も復活する時期が必ず来るといふことで、今はこの目標を、やはり橋本市の一番重要な課題として、まず隗より始めよという言葉がございます。市民の方に、いろんな補助金等でまたお願いをすることがたくさんある中、まず、私たちが痛みを持ちますといふことでご協力をいただかなければ、今回の危機は乗り切れないんじゃないかと、そのように考えます。

でありますので、この期間、何とかこの条例に賛成をいただいてご協力いただくといふことで、この条例に賛成をいたします。

○議長(中本正人君)次に、反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中本正人君)起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第46号 橋本市人事行政の  
運営等の状況の公表に関する条  
例の一部を改正する条例につ  
いて

○議長（中本正人君）日程第22 議案第46号  
橋本市人事行政の運営等の状況の公表に関す  
る条例の一部を改正する条例について を議  
題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第46号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号 橋本市人事行政の  
運営等の状況の公表に関する条例の一部を改  
正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

日程第23 議案第47号 橋本市職員の勤務

時間、休暇等に関する条例の一  
部を改正する条例について

○議長（中本正人君）日程第23 議案第47号  
橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例について を議題とい  
たします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第47号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 橋本市職員の勤務  
時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

日程第24 議案第48号 行政不服審査法の  
施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例について

○議長（中本正人君） 日程第24 議案第48号  
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君） 質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第48号に  
ついては、総務委員会に付託いたします。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）